



# 宮 崎 県 公 報

平成21年10月5日 (月曜日) 号外 第 68 号

発 行 宮 崎 県  
印 刷 宮 崎 市 高 洲 町 222 番 地  
合 資 会 社 愛 文 社 印 刷 所

発 行 定 日 毎 週 月 ・ 木 曜 日  
購 読 料 (送 料 共) 1 年 36,000 円

## 目 次

規 則	頁
○農業協同組合法施行規則の一部を改正する規則 (農政企画課) 1	

## 規 則

農業協同組合法施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。  
平成21年10月5日

宮崎県知事 東国原 英 夫

### 宮崎県規則第38号

#### 農業協同組合法施行規則の一部を改正する規則

農業協同組合法施行規則 (平成6年宮崎県規則第4号) の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正前	改正後
<p>農業協同組合法施行規則 (定義)</p> <p>第2条 この規則において「組合」とは、法第98条第1項及び農業協同組合法施行令 (昭和37年政令第271号) 第8条第1項の規定により知事の所管に属する農業協同組合及び農業協同組合連合会をいう。</p> <p>2・3 [略]</p> <p>(国債等窓口販売事業の実施の認可申請)</p> <p>第3条 組合は、国債 (発行日から償還期限までの期間が1年未満の割引国債及び国債の発行等に関する省令 (昭和57年大蔵省令第30号) 第5条第1項の方法により発行される国債 (以下「公募入札の方法により発行される国債」という。)) を除く。)、地方債及び政府保証債 (以下「国債等」という。)) の引受け (売出しの目的をもってするものを除く。)) に係る募集の取扱い、公募入札の方法により発行される国債の発行に伴う買付け及び当該買付けに係る国債の募入決定後一定期間内における売付け並びに当該募集の取扱い及び売付けに附帯する国債等の買取り (以下これらを「国債等窓口販売事業」という。)) を行おうとする場合において、法第10条第13項及び第14項前段の認可を同時に受けようとするときは、別記様式第1号による申請書に、農業協同組合及び農業協同組合連合会の信用事業に関する省令 (平成5年大蔵省農林水産省令第1号。以下「信用事業に関する省令」という。)) 第3条第1号から第3号までに掲げるもののほか、次に掲げる書類を添えて、知事に提出しなければならない。</p> <p>(1) 国債等窓口販売事業の実施を議決した総会又は総代会 (以下この章において「総会等」という。)) の議事録の謄本</p> <p>(2) 定款</p>	<p>農業協同組合法施行細則 (定義)</p> <p>第2条 この規則において「組合」とは、法第98条第1項及び農業協同組合法施行令 (昭和37年政令第271号) <u>第11条第1項</u>の規定により知事の所管に属する農業協同組合及び農業協同組合連合会をいう。</p> <p>2・3 [略]</p> <p><u>第3条から第7条まで</u> 削除</p>

(3) 事業計画書

(国債等売買事業の実施の認可申請)

第4条 組合は、法第10条第14項前段の認可を受けようとするとき(前条の認可を受けようとするときを除く。)は、別記様式第2号による申請書に信用事業に関する省令第3条第1号から第3号までに掲げるもののほか、次に掲げる書類を添えて、知事に提出しなければならない。

(1) 不特定かつ多数の者を相手方とする法第10条第14項前段の事業の実施を議決した総会等の議事録の謄本

(2) 定款

(3) 事業計画書

(国債等売買事業の変更の認可申請)

第5条 組合は、法第10条第14項後段の規定による変更の認可を受けようとするときは、別記様式第3号による申請書に信用事業に関する省令第3条第1号から第3号までに掲げるもののほか、次に掲げる書類を添えて、知事に提出しなければならない。

(1) 法第10条第14項前段の認可を受けた事業(同項後段の規定による変更の認可があったときは、その変更後のもの)の内容及び方法について、変更を明らかにする書類

(2) 変更を議決した総会等(理事会の権限に属する事項にあっては、理事会)の議事録の謄本

(3) 変更後の事業に係る計画書

(信託業務に係る事業の実施の認可申請)

第6条 組合は、法第10条第15項前段の認可を受けようとするときは、別記様式第4号による申請書に信用事業に関する省令第4条第1号から第3号までに掲げるもののほか、次に掲げる書類を添えて、知事に提出しなければならない。

(1) 法第10条第15項前段の事業の実施を議決した総会等の議事録の謄本

(2) 定款

(3) 事業計画書

(信託業務に係る事業の変更の認可申請)

第7条 組合は、法第10条第15項後段の規定による変更の認可を受けようとするときは、別記様式第5号による申請書に信用事業に関する省令第4条第1号から第3号までに掲げるもののほか、次に掲げる書類を添えて、知事に提出しなければならない。

(1) 法第10条第15項前段の認可を受けた事業(同項後段の規定による変更の認可があったときは、その変更後のもの)の種類又は方法について、変更を明らかにする書類

(2) 変更を議決した総会等(理事会の権限に属する事項にあっては、理事会)の議事録の謄本

(3) 変更後の事業に係る計画書

(信用事業規程の設定の承認申請)

第8条 組合は、法第11条第1項の承認を受けようとするときは、別記様式第6号による申請書に次に掲げる書類を添えて、知事に提出しなければならない。

(1) [略]

(2) 信用事業規程の設定を議決した総会等の議事録の謄本

(3)~(5) [略]

(信用事業規程の変更の承認申請)

第9条 組合は、法第11条第3項の規定による変更の承認を受けようとするときは、別記様式第7号による申請書に次に掲げる書類を添えて、知事に提出しなければならない。

(信用事業規程の設定の承認申請)

第8条 組合は、法第11条第1項の承認を受けようとするときは、別記様式第6号による申請書に次に掲げる書類を添えて、知事に提出しなければならない。

(1) [略]

(2) 信用事業規程の設定を議決した総会又は総代会(以下この章において「総会等」という。)の議事録の謄本

(3)~(5) [略]

(信用事業規程の変更の承認申請)

第9条 組合は、法第11条第3項の規定による変更の承認を受けようとするときは、別記様式第7号による申請書に次に掲げる書類を添えて、知事に提出しなければならない。

(1)～(4) [略]

(5) 当該変更が信用事業（法第10条第1項第1号及び第2号の事業（これらの事業に附帯する事業を含む。）並びに同条第6項から第8項までの事業をいう。以下同じ。）の一部の譲渡又は譲受けによる場合にあつては、当該譲渡又は譲受けに係る契約書類の写し

（信用事業規程の廃止の承認申請）

第10条 [略]

（同一人に対する信用供与限度額の超過承認申請）

第11条 組合は、法第11条の3第1項ただし書の承認を受けようとするときは、別記様式第9号による申請書に信用事業に関する省令第8条第8項第1号及び第2号に掲げるもののほか、次に掲げる書類を添えて、知事に提出しなければならない。

(1) 信用供与限度額及び信用供与限度額を超えて信用の供与を受ける者（以下この条において「債務者等」という。）に対する信用の供与をしようとする額の根拠を明らかにする書類

(2) [略]

(3) 信用供与限度額を超える信用の供与を議決した理事会の議事録の謄本

(4) [略]

（共済規程の設定の承認申請）

第12条 組合は、法第11条の4第1項の承認を受けようとするときは、別記様式第10号による申請書に次に掲げる書類を添えて、知事に提出しなければならない。

(1)～(5) [略]

（共済規程の変更の承認申請）

第13条 組合は、法第11条の4第3項の規定による変更の承認を受けようとするときは、別記様式第11号による申請書に次に掲げる書類を添えて、知事に提出しなければならない。

(1)～(4) [略]

(5) 当該変更が共済事業（法第10条第1項第8号の事業をいう。以下同じ。）の一部の譲渡又は譲受けによる場合にあつては、当該譲渡又は譲受けに係る契約書類の写し

（共済規程の廃止の承認申請）

第14条 組合は、法第11条の4第3項の規定による廃止の承認を受けようとするときは、別記様式第12号による申請書に次に掲げる書類を添えて、知事に提出しなければならない。

(1)～(5) [略]

（信託規程の設定の承認申請）

第15条 農業協同組合は、法第11条の8第1項の承認を受けようとするときは、別記様式第13号による申請書に次に掲げる書類を添

(1)～(4) [略]

(5) 当該変更が信用事業（法第10条第1項第2号及び第3号の事業（これらの事業に附帯する事業を含む。）並びに同条第6項及び第7項の事業をいう。以下同じ。）の一部の譲渡又は譲受けによる場合にあつては、当該譲渡又は譲受けに係る契約書類の写し

（信用事業規程の廃止の承認申請）

第10条 [略]

（信用事業規程の変更の届出）

第10条の2 組合は、法第11条第4項の規定による届出をしようとするときは、別記様式第8号の2による届出書に第9条第1号から第3号までに掲げる書類を添えて、知事に提出しなければならない。

（同一人に対する信用供与等限度額の超過承認申請）

第11条 組合は、法第11条の4第1項ただし書の承認を受けようとするときは、別記様式第9号による申請書に農業協同組合及び農業協同組合連合会の信用事業に関する命令（平成5年大蔵省・農林水産省令第1号）第18条第3項第1号及び第2号に掲げるもののほか、次に掲げる書類を添えて、知事に提出しなければならない。

(1) 信用供与等限度額及び信用供与等限度額を超えて信用の供与等を受ける者（以下この条において「債務者等」という。）に対する信用の供与等をしようとする額の根拠を明らかにする書類

(2) [略]

(3) 信用供与等限度額を超える信用の供与等を議決した理事会の議事録の謄本

(4) [略]

（共済規程の設定の承認申請）

第12条 組合は、法第11条の7第1項の承認を受けようとするときは、別記様式第10号による申請書に次に掲げる書類を添えて、知事に提出しなければならない。

(1)～(5) [略]

（共済規程の変更の承認申請）

第13条 組合は、法第11条の7第3項の規定による変更の承認を受けようとするときは、別記様式第11号による申請書に次に掲げる書類を添えて、知事に提出しなければならない。

(1)～(4) [略]

(5) 当該変更が共済事業（法第10条第1項第10号の事業をいう。以下同じ。）の一部の譲渡又は譲受けによる場合にあつては、当該譲渡又は譲受けに係る契約書類の写し

（共済規程の廃止の承認申請）

第14条 組合は、法第11条の7第3項の規定による廃止の承認を受けようとするときは、別記様式第12号による申請書に次に掲げる書類を添えて、知事に提出しなければならない。

(1)～(5) [略]

（共済規程の変更の届出）

第14条の2 組合は、法第11条の7第4項の規定による届出をしようとするときは、別記様式第12号の2による届出書に第13条第1号から第3号までに掲げる書類を添えて、知事に提出しなければならない。

（信託規程の設定の承認申請）

第15条 農業協同組合は、法第11条の23第1項の承認を受けようとするときは、別記様式第13号による申請書に次に掲げる書類を添

えて、知事に提出しなければならない。

(1)～(5) [略]

(信託規程の変更の承認申請)

第16条 農業協同組合は、法第11条の8第3項の規定による変更の承認を受けようとするときは、別記様式第14号による申請書に次に掲げる書類を添えて、知事に提出しなければならない。

(1)～(4) [略]

(信託規程の廃止の承認申請)

第17条 農業協同組合は、法第11条の8第3項の規定による廃止の承認を受けようとするときは、別記様式第15号による申請書に次に掲げる書類を添えて、知事に提出しなければならない。

(1)～(5) [略]

(信託財産の管理方法の変更請求)

第18条 信託法(大正11年法律第62号)第23条第1項(同条第2項において準用する場合を含む。)及び法第11条の11の規定により信託財産の管理方法の変更の請求をしようとする者は、別記様式第16号による請求書に次に掲げる書類を添えて、知事に提出しなければならない。

(1) 変更の理由書

(2) 変更の内容を記載した書類(変更前及び変更後の管理方法を区分して記載したもの)

(3) 信託契約書の写し及び信託財産の目録

(4) 信託財産の委託者又はその相続人が請求する場合には、委託者又はその相続人であることを証する書類

(受託者の辞任の許可申請)

第19条 組合は、信託法第46条及び法第11条の11の規定により受託者の辞任の許可を受けようとするときは、別記様式第17号による申請書に信託契約書の写しを添えて、知事に提出しなければならない。

(受託者の解任の請求)

第20条 信託法第47条及び法第11条の11の規定により受託者の解任を請求しようとする者は、別記様式第18号による請求書に次に掲げる書類を添えて、知事に提出しなければならない。

(1) [略]

(2) 信託財産の委託者又はその相続人であることを証する書類

(信託契約の解除命令の請求)

第21条 信託法第58条及び法第11条の11の規定により信託の解除を請求しようとする者は、別記様式第19号による請求書に次に掲げる書類を添えて、知事に提出しなければならない。

(1) [略]

(2) 利害関係人であることを証する書類

えて、知事に提出しなければならない。

(1)～(5) [略]

(信託規程の変更の承認申請)

第16条 農業協同組合は、法第11条の23第3項の規定による変更の承認を受けようとするときは、別記様式第14号による申請書に次に掲げる書類を添えて、知事に提出しなければならない。

(1)～(4) [略]

(信託規程の廃止の承認申請)

第17条 農業協同組合は、法第11条の23第3項の規定による廃止の承認を受けようとするときは、別記様式第15号による申請書に次に掲げる書類を添えて、知事に提出しなければならない。

(1)～(5) [略]

(受託者の辞任の許可申請)

第18条 組合は、信託法(平成18年法律第108号)第57条第2項及び法第11条の26の規定により受託者の辞任の許可を受けようとするときは、別記様式第16号による申請書に信託契約書の写しを添えて、知事に提出しなければならない。

(受託者の解任の請求)

第19条 信託法第58条第4項及び法第11条の26の規定により受託者の解任を請求しようとする者は、別記様式第17号による請求書に次に掲げる書類を添えて、知事に提出しなければならない。

(1) [略]

(2) 信託財産の委託者又はその一般承継人であることを証する書類

(信託の変更請求)

第20条 信託法第150条第1項及び法第11条の26の規定により信託事務の処理の方法に係る信託行為の定めの変更の請求をしようとする者は、別記様式第18号による請求書に次に掲げる書類を添えて、知事に提出しなければならない。

(1) 変更の理由書

(2) 変更の内容を記載した書類(変更前及び変更後の信託行為の定めを区分して記載したもの)

(3) 信託契約書の写し及び信託財産の目録

(4) 信託財産の委託者又はその一般承継人が請求する場合には、委託者又はその一般承継人であることを証する書類

(信託の終了の請求)

第21条 信託法第165条第1項及び法第11条の26の規定により信託の終了を請求しようとする者は、別記様式第19号による請求書に次に掲げる書類を添えて、知事に提出しなければならない。

(1) [略]

(2) 信託財産の委託者又はその一般承継人が請求する場合には、委託者又はその一般承継人であることを証する書類



(宅地等供給事業実施規程の設定の承認申請)

第22条 組合は、法第11条の14第1項の承認を受けようとするときは、別記様式第20号による申請書に次に掲げる書類を添えて、知事に提出しなければならない。

(1)～(5) [略]

(宅地等供給事業実施規程の変更の承認申請)

第23条 組合は、法第11条の14第3項の規定による変更の承認を受けようとするときは、別記様式第21号による申請書に次に掲げる書類を添えて、知事に提出しなければならない。

(1)～(4) [略]

(宅地等供給事業実施規程の廃止の承認申請)

第24条 組合は、法第11条の14第3項の規定による廃止の承認を受けようとするときは、別記様式第22号による申請書に次に掲げる書類を添えて、知事に提出しなければならない。

(1)～(5) [略]

(農業経営規程の設定の承認申請)

第25条 組合は、法第11条の15の3第1項の承認を受けようとするときは、別記様式第23号による申請書に次に掲げる書類を添えて、知事に提出しなければならない。

(1)・(2) [略]

(3) 次に掲げる組合の区分に応じ、それぞれ次に掲げる書類

ア 農業協同組合 法第11条の15の2に規定する農業の経営及びこれに附帯する事業（以下この条及び第27条において「農業経営」という。）を行うことについて組合員（法第12条第1項に規定するものをいい、法第16条第1項ただし書に規定する組合員を除く。）の総数の3分の2以上の書面による同意を得たことを証する書類

イ 農業協同組合連合会 アに掲げる書類及び当該農業協同組合連合会が農業経営を行うことについて会員たる組合が同意することを議決した総会等の議事録の謄本

(4)～(6) [略]

(農業経営規程の変更の承認申請)

第26条 組合は、法第11条の15の3第3項の規定による変更の承認を受けようとするときは、別記様式第24号による申請書に次に掲げる書類を添えて、知事に提出しなければならない。

(1)～(4) [略]

(農業経営規程の廃止の承認申請)

第27条 組合は、法第11条の15の3第3項の規定による廃止の承認を受けようとするときは、別記様式第25号による申請書に次に掲げる書類を添えて、知事に提出しなければならない。

(1)～(5) [略]

(法に基づく請求があった場合の報告)

第29条 組合は、次に掲げる事項に係る請求があったときは、遅滞なく、別記様式第27号による報告書に当該請求に係る書類の写しを添えて、知事に提出しなければならない。

(1) 法第38条第1項の役員の変更

(2) 法第39条において準用する商法（明治32年法律第48号）第267条第1項の規定による理事又は監事の責任を追及する訴えの提起

(3) 法第39条において準用する商法第272条の規定による理事

(宅地等供給事業実施規程の設定の承認申請)

第22条 組合は、法第11条の29第1項の承認を受けようとするときは、別記様式第20号による申請書に次に掲げる書類を添えて、知事に提出しなければならない。

(1)～(5) [略]

(宅地等供給事業実施規程の変更の承認申請)

第23条 組合は、法第11条の29第3項の規定による変更の承認を受けようとするときは、別記様式第21号による申請書に次に掲げる書類を添えて、知事に提出しなければならない。

(1)～(4) [略]

(宅地等供給事業実施規程の廃止の承認申請)

第24条 組合は、法第11条の29第3項の規定による廃止の承認を受けようとするときは、別記様式第22号による申請書に次に掲げる書類を添えて、知事に提出しなければならない。

(1)～(5) [略]

(農業経営規程の設定の承認申請)

第25条 組合は、法第11条の32第1項の承認を受けようとするときは、別記様式第23号による申請書に次に掲げる書類を添えて、知事に提出しなければならない。

(1)・(2) [略]

(3) 次に掲げる組合の区分に応じ、それぞれ次に掲げる書類

ア 農業協同組合 法第11条の31に規定する農業の経営及びこれに附帯する事業（以下この条及び第27条において「農業経営」という。）を行うことについて組合員（法第12条第1項第2号から第4号までの規定による組合員を除く。）の総数の3分の2以上の書面による同意を得たことを証する書類

イ 農業協同組合連合会 農業経営を行うことについて会員（法第12条第2項第2号又は第3号の規定による会員を除く。）の総数の3分の2以上の書面による同意を得たことを証する書類及び当該農業協同組合連合会が農業経営を行うことについて会員たる組合が同意することを議決した総会等の議事録の謄本

(4)～(6) [略]

(農業経営規程の変更の承認申請)

第26条 組合は、法第11条の32第3項の規定による変更の承認を受けようとするときは、別記様式第24号による申請書に次に掲げる書類を添えて、知事に提出しなければならない。

(1)～(4) [略]

(農業経営規程の廃止の承認申請)

第27条 組合は、法第11条の32第3項の規定による廃止の承認を受けようとするときは、別記様式第25号による申請書に次に掲げる書類を添えて、知事に提出しなければならない。

(1)～(5) [略]

(法に基づく請求があった場合の報告)

第29条 組合は、次に掲げる事項に係る請求があったときは、遅滞なく、別記様式第27号による報告書に当該請求に係る書類の写しを添えて、知事に提出しなければならない。

(1) 法第35条の4第1項において準用する会社法（平成17年法律第86号）第360条第1項の規定による理事の行為の差止め

(2) 法第35条の5第5項において準用する会社法第383条第2項の規定による理事会の招集

(3) 法第35条の5第5項において準用する会社法第385条第1

の行為の差止め

(4) 法第39条において準用する商法第 275条の 2 第 1 項の規定による理事の行為の差止め

(5) 法第39条において準用する商法第 260条の 3 第 3 項の規定による理事会の招集

(6)・(7) [略]

(仮理事の選任等の請求)

第39条 [略]

(定款の変更の認可申請)

第40条 組合は、法第44条第 2 項の認可を受けようとするときは、別記様式第38号による申請書に次に掲げる書類を添えて、知事に提出しなければならない。

(1)～(3) [略]

(4) 次に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ次に掲げる書類

ア [略]

イ 出資組合が出資 1 口の金額の減少を行うため定款の変更をしようとする場合 次に掲げる書類

(ア)・(イ) [略]

(ウ) 法第49条第 2 項の異議の申出があった場合は、法第50条第 2 項に定める手続を経たことを証する書類

ウ 出資組合が出資 1 口の金額の増額を行うため定款の変更をしようとする場合 出資 1 口の金額の増額について、組合員(法第 8 条に規定するものをいう。以下この条において同じ。)の全員が同意したことを証する書類

エ 出資組合が出資の最低持口数の引上げを行うため定款の変更をしようとする場合 出資の最低持口数の引上げについて、持口数が引上げ後の最低持口数に達しないこととなる組合員の全員が同意したことを証する書類

オ [略]

カ 法第50条の 2 第 5 項の定款の変更をしようとする場合 次に掲げる書類

(ア) [略]

(イ) 法第50条の 2 第 2 項に定める手続を経たことを証する書類

(ウ)・(エ) [略]

(オ) 法第50条の 2 第 4 項において準用する法第49条第 2 項の異議の申出があった場合は、法第50条の 2 第 4 項において準用する法第50条第 2 項に定める手続を経たことを証する書類

キ 法第50条の 3 第 5 項において準用する法第50条の 2 第 5 項の定款の変更をしようとする場合 次に掲げる書類

(ア) 法第50条の 3 第 1 項の議決を行った総会等の議事録の謄本

(イ) 法第50条の 3 第 4 項において準用する法第49条第 1 項の財産目録及び貸借対照表

(ウ) 法第50条の 3 第 4 項において準用する法第49条第 2 項に定める手続を経たことを証する書類

(エ) 法第50条の 3 第 4 項において準用する法第49条第 2 項の異議の申出があった場合は、法第50条の 3 第 4 項において準用する法第50条第 2 項に定める手続を経たことを証する書類

項の規定による理事の行為の差止め

(4) 法第38条第 1 項の役員の変更

(5) 法第40条の 2 において準用する会社法第 847条第 1 項の規定による役員を追究する訴えの提起

(6)・(7) [略]

(一時理事等の職務を行うべき者の選任等の請求)

第39条 [略]

(定款の変更の認可申請)

第40条 組合は、法第44条第 2 項の認可を受けようとするときは、別記様式第38号による申請書に次に掲げる書類を添えて、知事に提出しなければならない。

(1)～(3) [略]

(4) 次に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ次に掲げる書類

ア [略]

イ 出資組合が出資 1 口の金額の減少を行うため定款の変更をしようとする場合 次に掲げる書類

(ア)・(イ) [略]

(ウ) 法第49条第 2 項に定める手続の結果、異議の申出があった場合は、法第50条第 2 項に定める手続を経たことを証する書類

ウ 出資組合が出資 1 口の金額の増額を行うため定款の変更をしようとする場合 出資 1 口の金額の増額について、組合員及び会員の全員が同意したことを証する書類

エ 出資組合が出資の最低持口数の引上げを行うため定款の変更をしようとする場合 出資の最低持口数の引上げについて、持口数が引上げ後の最低持口数に達しないこととなる組合員及び会員の全員が同意したことを証する書類

オ [略]

カ 法第50条の 2 第 7 項の定款の変更をしようとする場合 次に掲げる書類

(ア) [略]

(イ)・(ウ) [略]

(エ) 法第50条の 2 第 4 項において準用する法第49条第 2 項に定める手続の結果、異議の申出があった場合は、法第50条の 2 第 4 項において準用する法第50条第 2 項に定める手続を経たことを証する書類

(オ) 法第50条の 2 第 5 項に定める手続を経たことを証する書類

キ 法第50条の 4 第 5 項において準用する法第50条の 2 第 7 項の定款の変更をしようとする場合 次に掲げる書類

(ア) 法第50条の 4 第 1 項の議決を行った総会等の議事録の謄本

(イ) 法第50条の 4 第 4 項において準用する法第49条第 1 項の財産目録及び貸借対照表

(ウ) 法第50条の 4 第 4 項において準用する法第49条第 2 項に定める手続を経たことを証する書類

(エ) 法第50条の 4 第 4 項において準用する法第49条第 2 項に定める手続の結果、異議の申出があった場合は、法第50条の 4 第 4 項において準用する法第50条第 2 項に定める手続を経たことを証する書類

(信用事業の全部の譲渡の届出)

第41条 組合は、法第50条の2第5項の規定による届出をしようとするときは、別記様式第39号による届出書に前条第4号カ(ア)から(オ)までに掲げる書類を添えて、知事に提出しなければならない。

(共済事業の全部の譲渡の届出)

第42条 組合は、法第50条の3第5項において準用する法第50条の2第5項の規定による届出をしようとするときは、別記様式第40号による届出書に第40条第4号キ(ア)から(エ)までに掲げる書類を添えて、知事に提出しなければならない。

(設立の認可の申請)

第43条 法第59条第1項の設立の認可を受けようとする者は、別記様式第41号による申請書に同項の定款及び事業計画のほか、次に掲げる書類を添えて、知事に提出しなければならない。

(1)～(10) [略]

(11) 理事となるべき者が法第30条第10項ただし書の農民又は組合員であることを証する書類

(12) [略]

(破産による解散の報告)

第44条 組合は、法第64条第1項第3号に掲げる事由によって解散したときは、解散の日から7日以内に、別記様式第42号による報告書に次に掲げる書類を添えて、知事に提出しなければならない。

(1) [略]

(2) 破産決定書の写し

(3) 破産宣告のあった日を基準日とする財産に関する書類

(解散の認可の申請)

第46条 組合は、法第64条第2項(同条第4項後段において準用する場合を含む。)の認可を受けようとするときは、別記様式第44号による申請書に次に掲げる書類を添えて、知事に提出しなければならない。

(1)・(2) [略]

(3) 総代会において解散を議決した組合にあっては、法第48条の2第1項の投票をしたときの組合員投票録の謄本

(4) [略]

(組合員の減少による解散の届出)

第47条 組合は、法第64条第5項後段の規定による届出をしようとするときは、別記様式第45号による届出書に次に掲げる書類を添えて、知事に提出しなければならない。

(1)～(3) [略]

(包括承継をしないことによる解散の届出)

第48条 農業協同組合連合会は、法第64条第8項の規定による届出をしようとするときは、別記様式第46号による届出書に次に掲げる書類を添えて、知事に提出しなければならない。

(1) [略]

(2) 法第64条第7項第3号の期間の末日を基準日とする財産に関する書類

(定款の変更の届出)

第40条の2 組合は、法第44条第4項の規定による届出をしようとするときは、別記様式第38号の2による届出書に前条第1号から第3号までに掲げる書類を添えて、知事に提出しなければならない。

(信用事業の全部の譲渡の届出)

第41条 組合は、法第50条の2第7項の規定による届出をしようとするときは、別記様式第39号による届出書に第40条第4号カ(ア)から(オ)までに掲げる書類を添えて、知事に提出しなければならない。

(共済事業の全部の譲渡の届出)

第42条 組合は、法第50条の4第5項において準用する法第50条の2第7項の規定による届出をしようとするときは、別記様式第40号による届出書に第40条第4号キ(ア)から(エ)までに掲げる書類を添えて、知事に提出しなければならない。

(設立の認可の申請)

第43条 法第59条第1項の設立の認可を受けようとする者は、別記様式第41号による申請書に同項の定款及び事業計画のほか、次に掲げる書類を添えて、知事に提出しなければならない。

(1)～(10) [略]

(11) 理事となるべき者が法第30条第11項ただし書の農業者(法人にあっては、その役員)又は組合員(法人にあっては、その役員)であることを証する書類

(12) [略]

(破産による解散の報告)

第44条 組合は、法第64条第1項第3号に掲げる事由によって解散したときは、解散の日から7日以内に、別記様式第42号による報告書に次に掲げる書類を添えて、知事に提出しなければならない。

(1) [略]

(2) 破産手続開始決定のあった日を基準日とする財産に関する書類

(解散の認可の申請)

第46条 組合は、法第64条第2項の認可を受けようとするときは、別記様式第44号による申請書に次に掲げる書類を添えて、知事に提出しなければならない。

(1)・(2) [略]

(3) [略]

(組合員の減少による解散の届出)

第47条 組合は、法第64条第4項後段の規定による届出をしようとするときは、別記様式第45号による届出書に次に掲げる書類を添えて、知事に提出しなければならない。

(1)～(3) [略]

(包括承継をしないことによる解散の届出)

第48条 農業協同組合連合会は、法第64条第7項の規定による届出をしようとするときは、別記様式第46号による届出書に次に掲げる書類を添えて、知事に提出しなければならない。

(1) [略]

(2) 法第64条第6項第3号の期間の末日を基準日とする財産に関する書類



(3) [略]

(吸収合併の認可の申請)

第49条 組合は、吸収による合併をしようとする場合において、法第65条第2項の認可を受けようとするときは、別記様式第47号による申請書に次に掲げる書類を添えて、知事に提出しなければならない。

(1)・(2) [略]

(3) 総代会において合併を議決した組合にあっては、法第48条の2第1項の投票をしたときの組合員投票録の謄本

(4)~(6) [略]

(7) 次に掲げる組合の区分に応じ、それぞれ次に掲げる書類

ア [略]

イ 出資組合 次に掲げる書類

(ア)・(イ) [略]

(ウ) 法第65条第4項において準用する法第49条第2項の異議の申出があった場合は、法第65条第4項において準用する法第50条第2項に定める手続を経たことを証する書類

(8)・(9) [略]

(新設合併の認可の申請)

第50条 法第66条第1項の設立委員は、法第65条第2項の認可を受けようとするときは、別記様式第48号による申請書に次に掲げる書類を添えて、知事に提出しなければならない。

(1) 前条第1号から第9号までに掲げる書類

(2)~(4) [略]

(5) 役員となるべき者の氏名及び住所を記載した書類(理事となるべき者が法第66条第3項において準用する法第30条第10項に規定する組合員である場合は、その旨を証する書類及び当該理事となるべき者の営む農業の状況を記載した書類を含む。)

(6) [略]

(包括承継の認可の申請)

第51条 組合は、法第70条第2項において準用する法第65条第2項の認可を受けようとするときは、別記様式第49号による申請書に次に掲げる書類を添えて、知事に提出しなければならない。

(1)~(3) [略]

(4) 総代会において包括承継を議決した承継組合にあっては、法第70条第2項において準用する法第48条の2第1項の投票をしたときの組合員投票録の謄本

(5)・(6) [略]

(7) 次に掲げる承継組合及び被承継連合会の区分に応じ、それぞれ次に掲げる書類

ア [略]

イ 出資組合 次に掲げる書類

(ア)・(イ) [略]

(ウ) 法第70条第2項において準用する法第65条第4項において準用する法第49条第2項の異議の申出があった場合は、法第70条第2項において準用する法第65条第4項において準用する法第50条第2項に定める手続を経たことを証する書類

(8)・(9) [略]

(設立の届出)

第53条 農事組合法人は、法第72条の16第4項の規定による届出をしようとするときは、別記様式第51号による届出書に、同項の登記簿の謄本及び定款のほか、次に掲げる書類を添えて、知事に提

(3) [略]

(吸収合併の認可の申請)

第49条 組合は、吸収による合併をしようとする場合において、法第65条第2項の認可を受けようとするときは、別記様式第47号による申請書に次に掲げる書類を添えて、知事に提出しなければならない。

(1)・(2) [略]

(3)~(5) [略]

(6) 次に掲げる組合の区分に応じ、それぞれ次に掲げる書類

ア [略]

イ 出資組合 次に掲げる書類

(ア)・(イ) [略]

(ウ) 法第65条第4項において準用する法第49条第2項に定める手続の結果、異議の申出があった場合は、法第65条第4項において準用する法第50条第2項に定める手続を経たことを証する書類

(7)・(8) [略]

(新設合併の認可の申請)

第50条 法第66条第1項の設立委員は、法第65条第2項の認可を受けようとするときは、別記様式第48号による申請書に次に掲げる書類を添えて、知事に提出しなければならない。

(1) 前条第1号から第8号までに掲げる書類

(2)~(4) [略]

(5) 役員となるべき者の氏名及び住所を記載した書類(理事となるべき者が法第66条第3項において準用する法第30条第11項に規定する組合員である場合は、その旨を証する書類及び当該理事となるべき者の営む農業の状況を記載した書類を含む。)

(6) [略]

(包括承継の認可の申請)

第51条 組合は、法第70条第2項において準用する法第65条第2項の認可を受けようとするときは、別記様式第49号による申請書に次に掲げる書類を添えて、知事に提出しなければならない。

(1)~(3) [略]

(4)・(5) [略]

(6) 次に掲げる承継組合及び被承継連合会の区分に応じ、それぞれ次に掲げる書類

ア [略]

イ 出資組合 次に掲げる書類

(ア)・(イ) [略]

(ウ) 法第70条第2項において準用する法第65条第4項において準用する法第49条第2項に定める手続の結果、異議の申出があった場合は、法第70条第2項において準用する法第65条第4項において準用する法第50条第2項に定める手続を経たことを証する書類

(7)・(8) [略]

(設立の届出)

第53条 農事組合法人は、法第72条の16第4項の規定による届出をしようとするときは、別記様式第51号による届出書に、同項の登記事項証明書及び定款のほか、次に掲げる書類を添えて、知事に



出しなければならない。

(1)～(5) [略]

(解散の届出)

第54条 農事組合法人は、法第72条の17第2項の規定による届出をしようとするときは、別記様式第52号による届出書に次に掲げる書類を添えて、知事に提出しなければならない。

(1) 登記簿の謄本

(2) 次に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ次に掲げる書類  
ア・イ [略]

ウ 法第73条第4項において準用する法第64条第1項第3号に掲げる事由により解散した場合 破産までの経過の概要を記載した書類及び破産決定書の写し

エ [略]

(3)・(4) [略]

(合併の届出)

第55条 農事組合法人は、法第72条の18第3項の規定による届出をしようとするときは、別記様式第53号による届出書に同項の登記簿の謄本のほか、次に掲げる書類を添えて、知事に提出しなければならない。

(1)～(5) [略]

(清算終了の届出)

第58条 法第72条の18の10の規定による届出をしようとする清算人は、法第80条の清算終了の登記の完了した日から7日以内に、別記様式第56号による届出書に次の書類を添えて、知事に提出しなければならない。

(1) 登記簿の謄本

(2)・(3) [略]

(監査実施計画)

第59条 中央会は、法第73条の11の2第1項又は第3項の規定により知事の意見を聞こうとするときは、別記様式第57号による意見聴取書を知事に提出しなければならない。

2 中央会は、法第73条の11の2第1項の監査実施計画を定め、又は同条第3項の規定により監査実施計画を変更したときは、遅滞なく、別記様式第58号による報告書を知事に提出しなければならない。

(組合に関する規定の準用)

第61条 中央会には、第30条から第36条までの規定を準用する。この場合において、第30条第1項中「理事又は監事」とあるのは「会長、副会長、理事又は監事」と、第33条中「法第78条の解散の登記の後に行う登記」とあるのは「法第81条の規定による登記」と読み替えるものとする。

(取消の請求)

第64条 組合員は、法第96条第1項(同条第2項で準用する場合を含む。)の規定による請求をしようとするときは、別記様式第62号による請求書に次に掲げる書類を添えて知事に提出しなければならない。

(1)～(3) [略]

別記

様式第1号(第3条関係)

国債等窓口販売事業の実施認可申請書

年 月 日

宮崎県知事 殿

所在地

名 称

提出しなければならない。

(1)～(5) [略]

(解散の届出)

第54条 農事組合法人は、法第72条の17第2項の規定による届出をしようとするときは、別記様式第52号による届出書に次に掲げる書類を添えて、知事に提出しなければならない。

(1) 登記事項証明書

(2) 次に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ次に掲げる書類  
ア・イ [略]

ウ 法第73条第4項において準用する法第64条第1項第3号に掲げる事由により解散した場合 破産までの経過の概要を記載した書類

エ [略]

(3)・(4) [略]

(合併の届出)

第55条 農事組合法人は、法第72条の18第3項の規定による届出をしようとするときは、別記様式第53号による届出書に同項の登記事項証明書のほか、次に掲げる書類を添えて、知事に提出しなければならない。

(1)～(5) [略]

(清算終了の届出)

第58条 法第72条の18の10の規定による届出をしようとする清算人は、法第80条の清算終了の登記の完了した日から7日以内に、別記様式第56号による届出書に次の書類を添えて、知事に提出しなければならない。

(1) 登記事項証明書

(2)・(3) [略]

第59条 削除

(組合に関する規定の準用)

第61条 中央会には、第30条から第36条までの規定を準用する。この場合において、第30条第1項中「理事又は監事」とあるのは「会長、副会長、理事又は監事」と、第33条中「法第78条の解散の登記の後に行う登記」とあるのは「法第80条の規定による登記」と読み替えるものとする。

(取消の請求)

第64条 組合員は、法第96条第1項の規定による請求をしようとするときは、別記様式第62号による請求書に次に掲げる書類を添えて知事に提出しなければならない。

(1)～(3) [略]

別記

様式第1号から様式第5号まで 削除

代表者の職及び氏名 印

国債等窓口販売事業を実施したいので、農業協同組合法第10条第13項及び第14項前段の規定により、認可を申請します。

(添付書類)

1

2

様式第2号(第4条関係)

国債等売買事業の実施認可申請書

年 月 日

宮崎県知事 殿

所在地

名 称

代表者の職及び氏名 印

国債等の売買の事業を実施したいので、農業協同組合法第10条第14項前段の規定により、認可を申請します。

(添付書類)

1

2

様式第3号(第5条関係)

国債等売買事業の変更認可申請書

年 月 日

宮崎県知事 殿

所在地

名 称

代表者の職及び氏名 印

国債等の売買の事業の内容及び方法を変更したいので、農業協同組合法第10条第14項後段の規定により、認可を申請します。

(添付書類)

1

2

様式第4号(第6条関係)

信託業務に係る事業の実施認可申請書

年 月 日

宮崎県知事 殿

所在地

名 称

代表者の職及び氏名 印

信託業務に係る事業を実施したいので、農業協同組合法第10条第15項前段の規定により、認可を申請します。

(添付書類)

1

2

様式第5号(第7条関係)

信託業務に係る事業の変更認可申請書

年 月 日

宮崎県知事 殿

所在地

名 称

代表者の職及び氏名 印

種類

信託業務に係る事業の 方法 を変更したいので、農業協同組合法

第10条第15項後段の規定により、認可を申請します。

(添付書類)

<p>1 2</p> <p>様式第 8 号 (第 10 条関係) [略]</p>	<p>様式第 8 号 (第 10 条関係) [略]</p> <p>様式第 8 号の 2 (第 10 条の 2 関係) 信用事業規程変更届出書</p> <p style="text-align: right;">年 月 日</p> <p>宮崎県知事 殿</p> <p style="text-align: right;">所在地 名 称 代表者の職及び氏名 印</p> <p>信用事業規程を変更したので、農業協同組合法第 11 条第 4 項の規定により届け出ます。 (添付書類)</p> <p>1 2</p>
<p>様式第 9 号 (第 11 条関係) 信用供与限度額超過承認申請書</p> <p>[略]</p> <p>同一人に対する信用供与の額が農業協同組合法第 11 条の 3 第 1 項の信用供与限度額を超えることについて、同法第 11 条の 3 第 1 項ただし書の規定により、承認を申請します。</p> <p>[略]</p> <p>様式第 10 号 (第 12 条関係) [略]</p> <p>共済事業を行うため、共済規程を定めたので、農業協同組合法第 11 条の 4 第 1 項の規定により、承認を申請します。</p> <p>[略]</p> <p>様式第 11 号 (第 13 条関係) [略]</p> <p>共済規程を変更したいので、農業協同組合法第 11 条の 4 第 3 項の規定により、承認を申請します。</p> <p>[略]</p> <p>様式第 12 号 (第 14 条関係) [略]</p> <p>共済規程を廃止したいので、農業協同組合法第 11 条の 4 第 3 項の規定により、承認を申請します。</p> <p>[略]</p>	<p>様式第 9 号 (第 11 条関係) 信用供与等限度額超過承認申請書</p> <p>[略]</p> <p>同一人に対する信用供与等の額が農業協同組合法第 11 条の 4 第 1 項の信用供与等限度額を超えることについて、同項ただし書の規定により、承認を申請します。</p> <p>[略]</p> <p>様式第 10 号 (第 12 条関係) [略]</p> <p>共済事業を行うため、共済規程を定めたので、農業協同組合法第 11 条の 7 第 1 項の規定により、承認を申請します。</p> <p>[略]</p> <p>様式第 11 号 (第 13 条関係) [略]</p> <p>共済規程を変更したいので、農業協同組合法第 11 条の 7 第 3 項の規定により、承認を申請します。</p> <p>[略]</p> <p>様式第 12 号 (第 14 条関係) [略]</p> <p>共済規程を廃止したいので、農業協同組合法第 11 条の 7 第 3 項の規定により、承認を申請します。</p> <p>[略]</p>
<p>様式第 13 号 (第 15 条関係) [略]</p> <p>農地等に関する信託事業を行うため、信託規程を定めたので、農業協同組合法第 11 条の 8 第 1 項の規定により、承認を申請しま</p>	<p>様式第 12 号の 2 (第 14 条の 2 関係) 共済規程変更届出書</p> <p style="text-align: right;">年 月 日</p> <p>宮崎県知事 殿</p> <p style="text-align: right;">所在地 名 称 代表者の職及び氏名 印</p> <p>共済規程を変更したので、農業協同組合法第 11 条の 7 第 4 項の規定により届け出ます。 (添付書類)</p> <p>1 2</p> <p>様式第 13 号 (第 15 条関係) [略]</p> <p>農地等に関する信託事業を行うため、信託規程を定めたので、農業協同組合法第 11 条の 23 第 1 項の規定により、承認を申請しま</p>

す。

[略]

様式第14号 (第16条関係)

[略]

信託規程を変更したいので、農業協同組合法第11条の8第3項の規定により、承認を申請します。

[略]

様式第15号 (第17条関係)

[略]

信託規程を廃止したいので、農業協同組合法第11条の8第3項の規定により、承認を申請します。

[略]

様式第16号 (第18条関係)

信託財産管理方法変更請求申請書

年 月 日

宮崎県知事 殿

所在地

名 称

代表者の職及び氏名 印

信託財産の管理方法を変更したいので、信託法第23条第1項及び農業協同組合法第11条の11の規定により請求します。

(添付書類)

1

2

様式第17号 (第19条関係)

[略]

次の理由により受託者を辞任したいので、信託法第46条及び農業協同組合法第11条の11の規定により、許可を申請します。

[略]

様式第18号 (第20条関係)

[略]

信託財産の受託者を解任したいので、信託法第47条及び農業協同組合法第11条の11の規定により、次のとおり請求します。

[略]

様式第19号 (第21条関係)

信託契約解除命令請求書

[略]

信託契約を解除したいので、信託法第58条及び農業協同組合法第11条の11の規定により、次のとおり請求します。

す。

[略]

様式第14号 (第16条関係)

[略]

信託規程を変更したいので、農業協同組合法第11条の23第3項の規定により、承認を申請します。

[略]

様式第15号 (第17条関係)

[略]

信託規程を廃止したいので、農業協同組合法第11条の23第3項の規定により、承認を申請します。

[略]

様式第16号 (第18条関係)

[略]

次の理由により受託者を辞任したいので、信託法第57条第2項及び農業協同組合法第11条の26の規定により、許可を申請します。

[略]

様式第17号 (第19条関係)

[略]

信託財産の受託者を解任したいので、信託法第58条第4項及び農業協同組合法第11条の26の規定により、次のとおり請求します。

[略]

様式第18号 (第20条関係)

信託の変更請求申請書

年 月 日

宮崎県知事 殿

所在地

名 称

代表者の職及び氏名 印

信託事務の処理の方法に係る信託行為の定めを変更したいので、信託法第150条第1項及び農業協同組合法第11条の26の規定により請求します。

(添付書類)

1

2

様式第19号 (第21条関係)

信託終了請求書

[略]

信託を終了したいので、信託法第165条第1項及び農業協同組合法第11条の26の規定により、次のとおり請求します。



<p>1 解除命令を請求する理由</p> <p>2・3 [略]</p> <p>[略]</p> <p>様式第20号 (第22条関係)</p> <p>[略]</p> <p>宅地等供給事業を行うため、宅地等供給事業実施規程を定めたので、<u>農業協同組合法第11条の14第1項</u>の規定により、承認を申請します。</p> <p>[略]</p> <p>様式第21号 (第23条関係)</p> <p>[略]</p> <p>宅地等供給事業実施規程を変更したいので、<u>農業協同組合法第11条の14第3項</u>の規定により、承認を申請します。</p> <p>[略]</p> <p>様式第22号 (第24条関係)</p> <p>[略]</p> <p>宅地等供給事業実施規程を廃止したいので、<u>農業協同組合法第11条の14第3項</u>の規定により、承認を申請します。</p> <p>[略]</p> <p>様式第23号 (第25条関係)</p> <p>[略]</p> <p>農業の経営を実施するため、<u>農業経営規程</u>を定めたので、<u>農業協同組合法第11条の15の3第1項</u>の規定により、承認を申請します。</p> <p>[略]</p> <p>様式第24号 (第26条関係)</p> <p>[略]</p> <p>農業経営規程を変更したいので、<u>農業協同組合法第11条の15の3第3項</u>の規定により、承認を申請します。</p> <p>[略]</p> <p>様式第25号 (第27条関係)</p> <p>[略]</p> <p>農業経営規程を廃止したいので、<u>農業協同組合法第11条の15の3第3項</u>の規定により、承認を申請します。</p> <p>[略]</p> <p>様式第26号 (第28条関係)</p> <p>[略]</p> <p>役員</p> <p>に異動があったので、<u>農業協同組合法施行規則第28条第1職員</u></p> <p>項の規定により、次のとおり報告します。</p> <p>[略]</p> <p>様式第27号 (第29条関係)</p> <p>[略]</p> <p>農業協同組合法第 条</p> <p>の規定</p> <p>農業協同組合法第 条において準用する<u>商法第 条</u></p> <p>に基づく請求があったので、<u>農業協同組合法施行規則第29条</u>の規定により、次のとおり報告します。</p> <p>[略]</p> <p>様式第28号 (第30条、第61条関係)</p> <p>[略]</p> <p>通常 総 会</p> <p>第 回 を次のとおり招集したので、<u>農業協同組</u></p>	<p>1 終了を請求する理由</p> <p>2・3 [略]</p> <p>[略]</p> <p>様式第20号 (第22条関係)</p> <p>[略]</p> <p>宅地等供給事業を行うため、宅地等供給事業実施規程を定めたので、<u>農業協同組合法第11条の29第1項</u>の規定により、承認を申請します。</p> <p>[略]</p> <p>様式第21号 (第23条関係)</p> <p>[略]</p> <p>宅地等供給事業実施規程を変更したいので、<u>農業協同組合法第11条の29第3項</u>の規定により、承認を申請します。</p> <p>[略]</p> <p>様式第22号 (第24条関係)</p> <p>[略]</p> <p>宅地等供給事業実施規程を廃止したいので、<u>農業協同組合法第11条の29第3項</u>の規定により、承認を申請します。</p> <p>[略]</p> <p>様式第23号 (第25条関係)</p> <p>[略]</p> <p>農業の経営を実施するため、<u>農業経営規程</u>を定めたので、<u>農業協同組合法第11条の32第1項</u>の規定により、承認を申請します。</p> <p>[略]</p> <p>様式第24号 (第26条関係)</p> <p>[略]</p> <p>農業経営規程を変更したいので、<u>農業協同組合法第11条の32第3項</u>の規定により、承認を申請します。</p> <p>[略]</p> <p>様式第25号 (第27条関係)</p> <p>[略]</p> <p>農業経営規程を廃止したいので、<u>農業協同組合法第11条の32第3項</u>の規定により、承認を申請します。</p> <p>[略]</p> <p>様式第26号 (第28条関係)</p> <p>[略]</p> <p>役員</p> <p>に異動があったので、<u>農業協同組合法施行細則第28条第1職員</u></p> <p>項の規定により、次のとおり報告します。</p> <p>[略]</p> <p>様式第27号 (第29条関係)</p> <p>[略]</p> <p>農業協同組合法第 条</p> <p>の規</p> <p>農業協同組合法第 条において準用する<u>会社法第 条</u></p> <p>に基づく請求があったので、<u>農業協同組合法施行細則第29条</u>の規定により、次のとおり報告します。</p> <p>[略]</p> <p>様式第28号 (第30条、第61条関係)</p> <p>[略]</p> <p>通常 総 会</p> <p>第 回 を次のとおり招集したので、<u>農業協同組</u></p>
---	---

<p>臨時 総代会 第30条第1項</p> <p><u>合法施行規則</u> の規定により 第61条において準用する第30条第1項 、次のとおり報告します。 [略] 様式第29号 (第31条、第61条関係) [略] 通常 総 会 同日 第 回 を 年 月 日開催し、 臨時 総代会 年 月 日 第31条 終了したので、<u>農業協同組合法施行規則</u> 第61条において準用する の規定により報告します。 第31条 [略] 様式第30号 (第32条、第61条関係) [略] 理事会を 年 月 日終了したので、<u>農業協同組合法施行規</u> 第32条 則 の規定により報告します。 第61条において準用する第32条 [略] 様式第31号 (第33条、第61条関係) [略] 農業協同組合法第 条の規定による登記を完了したので、<u>農業</u> 第33条 <u>協同組合法施行規則</u> の規定により 第61条において準用する第33条 、次のとおり報告します。 [略] 様式第32号 (第34条、第61条関係) [略] 設定 第34条 規約を変更したので、<u>農業協同組合法施行規則</u> 廃止 第61条において の規定により報告します。 準用する第34条 [略] 様式第33号 (第35条、第61条関係) [略] 第35条 次の事項が生じたので、<u>農業協同組合法施行規則</u> 第61条におい の規定により報告します。 て準用する第35条 <u>農業協同組合法施行規則</u>第35条第 号に該当する事項 [略] 様式第34号 (第36条、第61条関係) [略]</p>	<p>臨時 総代会 第30条第1項</p> <p><u>合法施行細則</u> の規定により 第61条において準用する第30条第1項 、次のとおり報告します。 [略] 様式第29号 (第31条、第61条関係) [略] 通常 総 会 同日 第 回 を 年 月 日開催し、 臨時 総代会 年 月 日 第31条 終了したので、<u>農業協同組合法施行細則</u> 第61条において準用する の規定により報告します。 第31条 [略] 様式第30号 (第32条、第61条関係) [略] 理事会を 年 月 日終了したので、<u>農業協同組合法施行細</u> 第32条 則 の規定により報告します。 第61条において準用する第32条 [略] 様式第31号 (第33条、第61条関係) [略] 農業協同組合法第 条の規定による登記を完了したので、<u>農業</u> 第33条 <u>協同組合法施行細則</u> の規定により 第61条において準用する第33条 、次のとおり報告します。 [略] 様式第32号 (第34条、第61条関係) [略] 設定 第34条 規約を変更したので、<u>農業協同組合法施行細則</u> 廃止 第61条において の規定により報告します。 準用する第34条 [略] 様式第33号 (第35条、第61条関係) [略] 第35条 次の事項が生じたので、<u>農業協同組合法施行細則</u> 第61条におい の規定により報告します。 て準用する第35条 <u>農業協同組合法施行細則</u>第35条第 号に該当する事項 [略] 様式第34号 (第36条、第61条関係) [略]</p>
--	--

<p style="text-align: right;">第36条</p> <p>監事の監査を行ったので、<u>農業協同組合法施行規則</u> 第61条にお</p> <p style="text-align: center;">の規定により、次のとおり報告します。</p> <p>いて準用する第36条 [略] 様式第35号 (第37条関係) [略]</p> <p style="text-align: center;">全部 停止</p> <p>年 月 日から事業の を するので、<u>農業協同組</u> 一部 再開</p> <p><u>法施行規則</u>第37条の規定により、次のとおり報告します。 [略] 様式第36号 (第38条関係) [略]</p> <p>定例の財務諸表等をまとめたので、<u>農業協同組合法施行規則</u>第 38条の規定により、次のとおり報告します。 [略] 様式第37号 (第39条関係)</p> <p style="text-align: center;"><u>仮理事選任</u> <u>請求書</u> <u>総会招集</u></p> <p>[略] 農業協同組合 は、役員職務を行う者がいないため遅 農業協同組合連合会 滞により損害を生ずるおそれがあるので、<u>農業協同組合法</u>第40条 <u>仮理事の選任</u> 第1項の規定により、 を次のと 選挙 役員を するための総会の招集 選任 おり請求します。 [略] 様式第38号 (第40条関係) [略]</p> <p>様式第39号 (第41条関係) [略] 信用事業の全部を譲渡したので、<u>農業協同組合法</u>第50条の2第 <u>5項</u>の規定により、次のとおり届け出ます。 [略]</p>	<p style="text-align: right;">第36条</p> <p>監事の監査を行ったので、<u>農業協同組合法施行細則</u> 第61条にお</p> <p style="text-align: center;">の規定により、次のとおり報告します。</p> <p>いて準用する第36条 [略] 様式第35号 (第37条関係) [略]</p> <p style="text-align: center;">全部 停止</p> <p>年 月 日から事業の を するので、<u>農業協同組</u> 一部 再開</p> <p><u>法施行細則</u>第37条の規定により、次のとおり報告します。 [略] 様式第36号 (第38条関係) [略]</p> <p>定例の財務諸表等をまとめたので、<u>農業協同組合法施行細則</u>第 38条の規定により、次のとおり報告します。 [略] 様式第37号 (第39条関係)</p> <p style="text-align: center;"><u>一時理事等の職務を行うべき者選任</u> <u>請求書</u> <u>総 会 招 集</u></p> <p>[略] 農業協同組合 は、役員職務を行う者がいないため遅 農業協同組合連合会 滞により損害を生ずるおそれがあるので、<u>農業協同組合法</u>第40条 <u>一時理事等の職務を行うべき者の選任</u> 第1項の規定により、 を次 選挙 役員を するための総会の招集 選任 のとおり請求します。 [略] 様式第38号 (第40条関係) [略] <u>様式第38号の2 (第40条の2関係)</u> <u>定款変更届出書</u> 年 月 日 宮崎県知事 殿 所在地 名 称 代表者の職及び氏名 印 定款を変更したので、<u>農業協同組合法</u>第44条第4項の規定によ り届け出ます。 <u>(添付書類)</u> 1 2 様式第39号 (第41条関係) [略] 信用事業の全部を譲渡したので、<u>農業協同組合法</u>第50条の2第 <u>7項</u>の規定により、次のとおり届け出ます。 [略]</p>
--	---

様式第40号 (第42条関係)

[略]

共済事業の全部を譲渡したので、農業協同組合法第50条の3第5項において準用する第50条の2第5項の規定により、次のとおり届け出ます。

[略]

様式第42号 (第44条関係)

[略]

農業協同組合法第64条第1項第3号の規定により解散したので、農業協同組合法施行規則第44条の規定により、次のとおり報告します。

破産宣告のあった日

[略]

様式第43号 (第45条関係)

[略]

農業協同組合法第64条第1項第4号の規定により解散したので、農業協同組合法施行規則第45条の規定により、次のとおり届け出ます。

[略]

様式第44号 (第46条関係)

[略]

第1項第1号

農業協同組合法第64条第4項の規定により解散したいの

同条第2項

で、の規定により、次の同条第4項において準用する同条第2項

とおりに申請します。

- 1 総会又は総代会において解散の議決を行った日
- 2 総代会において解散を議決した組合にあっては、農業協同組合法第48条の2第1項の投票を行った日

[略]

様式第45号 (第47条関係)

[略]

農業協同組合法第64条第5項の規定により解散したので、次のとおり届け出ます。

[略]

様式第46号 (第48条関係)

[略]

農業協同組合法第64条第7項第3号の規定により解散したので、同条第8項の規定により、次のとおり届け出ます。

[略]

様式第57号 (第59条関係)

監査実施計画に関する意見聴取書

年 月 日

宮崎県知事 殿

宮崎県農業協同組合中央会

会長

印

監査実施計画を定めること

次のとおり について、農

業協同組合法第73条の11の2第1項の規定により貴職の意見を聴

取します。

様式第40号 (第42条関係)

[略]

共済事業の全部を譲渡したので、農業協同組合法第50条の4第5項において準用する第50条の2第7項の規定により、次のとおり届け出ます。

[略]

様式第42号 (第44条関係)

[略]

農業協同組合法第64条第1項第3号の規定により解散したので、農業協同組合法施行規則第44条の規定により、次のとおり報告します。

破産手続開始決定のあった日

[略]

様式第43号 (第45条関係)

[略]

農業協同組合法第64条第1項第4号の規定により解散したので、農業協同組合法施行規則第45条の規定により、次のとおり届け出ます。

[略]

様式第44号 (第46条関係)

[略]

第64条第1項第1号

農業協同組合法

第48条第7項において準用する第64条第1項第

の規定により解散したいので、同条第2項の規定により、次

1号

のとおり申請します。

総会又は総代会において解散の議決を行った日

[略]

様式第45号 (第47条関係)

[略]

農業協同組合法第64条第4項の規定により解散したので、次のとおり届け出ます。

[略]

様式第46号 (第48条関係)

[略]

農業協同組合法第64条第6項第3号の規定により解散したので、同条第7項の規定により、次のとおり届け出ます。

[略]

様式第57号及び様式第58号 削除



監査対象組合	監査基準日	実施時期	備 考

様式第58号 (第59条関係)

中央会監査実施計画報告書

年 月 日

宮崎県知事 殿

宮崎県農業協同組合中央会  
会長 印

定めた

監査実施計画を ので、農業協同組合法施行規則第59条

変更した

第2項の規定により、次のとおり報告します。

監査対象組合	監査基準日	実施時期	備 考

様式第59号 (第60条関係)

[略]

役員に異動があったので、農業協同組合法施行規則第60条の規定により、次のとおり報告します。

[略]

様式第60号 (第62条関係)

[略]

予算が成立

中央会の したので、農業協同組合法施行規則第62条  
決算が確定

の規定により、次のとおり提出します。

[略]

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

様式第59号 (第60条関係)

[略]

役員に異動があったので、農業協同組合法施行規則第60条の規定により、次のとおり報告します。

[略]

様式第60号 (第62条関係)

[略]

予算が成立

中央会の したので、農業協同組合法施行規則第62条  
決算が確定

の規定により、次のとおり提出します。

[略]